

「公文書管理の在り方等に関する有識者会議 中間報告」

に対する御意見等募集の結果

○ 意見募集期間：平成20年7月17日（木）から8月15日（金）

○ 意見提出者数：71

（内訳）

・「個人」：57

・「団体」：14

【別添資料】

- 1 「公文書管理の在り方等に関する有識者会議 中間報告」に対する御意見等募集の結果（主な意見の要旨）
- 2 「公文書管理の在り方等に関する有識者会議 中間報告」に対する御意見等募集の結果（意見提出者別の意見内容）

「公文書管理の在り方等に関する有識者会議 中間報告」

に対する御意見等募集の結果（主な意見の要旨）

1. 基本認識

- 公文書が「未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産である」という基本認識に同感しました。
- 中間報告を読んで、公文書は国民の共有財産・知的資源であるということを初めて認識しました。私を含めほとんどの国民は、公文書のしっかりした管理制度が確立していないという事実すら知らないと思います。
- 国家の施策とりわけ政策決定過程を広く国民に開かれたものとすることは、民主主義の基礎としてきわめて重要なものである。また、歴史に学ぶことで未来を切り開く日本国の姿勢を内外に示すことにもなる。
- 公文書は国民の共有財産であること、公文書の作成・保存は現在及び将来の国民への説明責任を果たすためであること、国の正確な記録としての公文書への国民のアクセスを確保することは民主主義の根幹であることを報告に盛り込まれたことの意義は大きい。このことを法律の条文に明記していただきたい。
- 社会保険庁や厚生労働省での一連の不祥事など、記録管理の欠落が事件の温床になっているように思えてなりません。政府の側がそうした問題に率先して取り組んで信頼回復を図っていくことに、希望を感じました。
- 公文書管理の在り方についての中間報告は、時宜を得た重要なものである。日本の公文書管理が諸外国より遅れていることは、歴史学界でしばしば問題になる周知のことであり、先進国というより文明国としての条件を欠いていると恥ずかしく思っていた。
- わが国の公文書保存状況は、お世辞にも整備されているとはいいがたい。このような状況が放置されると、国家・共同体の記憶とも言うべきものが失われることとなり、政府・自治体の政策立案を進める上で有益な資源をみすみす放棄することにつながる。これはまさに国家的損失である。後世のために必要な投資として、公文書管理が位置づけられることが必要。

2. 公文書管理の改革目標

3. 制度設計にあたっての基本的な考え方

4. 公文書管理のあるべき姿（ゴールド・モデル）に向けて

（1）作成・整理・保存

ア 作成・保存が必要な文書の範囲

- 行政文書と公文書の定義を報告書に明記すべき（3件）
- 文書の保存のを中心に記述されている。起案、決裁、施行、廃棄という場面のことも書き込まなければライフサイクルに則ったものとはいえない。
- 意思決定過程に関する記録（メモ等を含む途中経過を示す文書）の保存が必要。（6件）
- 欧米の歴史研究ではメモランダムが決定的な役割を果たすことがある。役所における電子メールの保存も検討課題とすべき。
- 文書主義の明確化の前提として、業務・役割の見える化を行い、それらの結果を表す文書との関係づけと体系化が必要。
- 文書作成・管理は業務遂行と非常に深い関係がある。法制化にあたっては、公文書の作成、整理、保存、利用の実務の実態を反映し、より丁寧に表現すべき。
- 電子決裁などITの活用を積極的に行うべき。（3件）
- 電子文書の作成・管理・保存方法を設定すべき。

イ ファイルの編集方法等

ウ 保存期間の設定

エ 分類・整理

- 行政文書ファイル管理簿の機能の明確化、行政文書分類基準表の見直し、総合的文書管理システムによる紙文書の所在管理の適正化が必要。
- 各省庁別に整理された公文書を統一的に検索できる索引データベースを構築し、文書を一元的に管理すべき。
- メタデータに関して更なる検討が必要。（2件）

オ 保存場所

- 電子化された公文書を行政機関が開設したデータセンターにおいて、長期に渡り保管・管理するべき。

（2）延長・移管・廃棄

ア 延長

- 文書保存期間延長申請を原則不可とすべき。

イ 移管・廃棄

- 文書の延長・移管・廃棄は、現行のような各省庁の判断ではなく、公文書管理担当機関が判断すべき。（6件）

- 公文書管理担当機関が保存期間満了後の措置を決める仕組み(レコード・スケジュール)を導入すべき。
- 保存期間が満了した行政文書は国立公文書館に移管することを原則とすべき
- 公文書館への文書移行・廃棄に関して明確な規則を定めた法を制定する必要がある。

(3) 移管後の利用

- 公文書が破棄されずに残され、いつでもだれでも公文書が利用可能となるようにすべき。(3件)
- 公文書は原則として全て公開されるべき。各省庁の個別の判断ではなく、統一した管理の下に公開することが必要。(2件)
- 情報公開法は公文書館の公文書に適用されるべき。不開示情報の解除に関しては、各府省庁と国立公文書館で協議をする制度が必要。また、国立公文書館の不開示決定に対して異議申立を審査する情報公開審査会と同等の制度を確保することが必要。
- 公文書館にある公文書を著作権法の適用除外とすべき。

(4) 適正運用の確保

ア 統一的管理の推進(中間書庫等)

- 集中書庫の設立に賛成。
- 中間書庫は各府省庁共通の書庫ではなく、各府省庁に設置し、各府省庁の文書作成に関する指導助言と現用文書の記録管理を行う出張所的な機能とアーカイブ部門への移管を円滑化する機能を併せ持つ組織として位置づけるべき。

イ 監視機能の強化

- 外部機関による監査が必要。(2件)

ウ 人材の確保・資質向上

- 文書の作成・管理・公開システムが不十分なため、官庁ではきちんと文書を作成する文化が育たず、それゆえ「政策の選択肢を示した上で、ある選択肢をとる理由を説明する」という政策形成の質を高める上で不可欠な作業が、日本の官庁では十分になされていません。
- 公文書の大量破棄・隠ぺい、あるいは記録しない姿勢は、行政が自らの施策に自信がもてていない象徴である。
- 役所の職員には、日々のルーティンな仕事そのものが歴史を形成しているとの自覚を求めたい。
- 仕事上で文字化されたもの(含Eメール、メモ)は全て公文書であるという徹底した認識を持つべき。
- 「ゴールド・モデル」が現場職員の業務にとって極めて有益であると

いう考え方を打ち立て、具体的に明示することが必要。

- 文書管理に関する専門家（レコードマネージャー、アーキビスト等）の養成が重要。（１０件）
- 文書管理に関する専門家を大学や大学院で養成することが必要。（２件）
- 修士・博士号を持つアーキビストを大量に養成する教育機関を併設すべき。
- 文書管理に関する専門家（レコードマネージャー、アーキビスト等）を数多く確保すべき。（３件）
- 公文書管理機関を担うアーキビストなどの専門家養成を法制化すべき。
- アーキビストやレコードマネージャーの資格制度が必要。（２件）
- レコードマネージャーやアーキビストの養成や資格に関して実務者からヒアリングを行うべき。
- システムの構築・運用の実務専門家の育成も行うべき。

エ 効率的な文書管理の推進

- 文書管理は日々の業務を円滑・効率化するために必要なシステム。現場職員が必要な過去情報を最短時間で入手するために適切な文書管理と専門家配置や公文書館の指導助言が必要だという点をもっと強調すべき。
- 業務・システム最適化計画の成果物を活用し、プロセス上で発生する文書・記録等を効率的に管理する必要がある。

５．公文書管理担当機関の在り方

（１）機能・役割

- 強い権限を持った公文書管理担当機関が必要。（１６件）
- 「文書管理の実施状況の把握と不適切な実態の是正」については、公文書管理担当機関から切り離し、独立行政委員会（新設）に強い権限をもって行わせ、公正・中立な監視機能を担保する必要がある。
- 全ての官庁の公文書管理機能の国立公文書館へ移管をすべき。

（２）組織の在り方

- 公文書館の予算・人員・規模が現状では不十分。大幅に増やすべきである。（５件）
- 国立公文書館を国の機関に戻すべき。（２件）
- 国立公文書館を特別な法人として、立法・司法府への存在感を高めるべき。
- 公文書管理担当機関を内閣から独立した機関とすべき。（２件）
- 公文書管理担当機関は、内閣に属し、強力な権限を有する、独立した特別の機関として、行政府・立法府・司法府の文書管理全体を例外なく統括する司令塔とすべき。

- 公文書管理担当相を常設とし、国立公文書館長にアメリカの NARA 長官並の権限を付与することが必要不可欠。
- 文書管理担当機関の在り方については、関係団体の意見を聴取し、中間報告の趣旨を生かした機関となるようにすべき。
- 公文書管理機関の法制化が必要。
- 国立公文書館に地方公文書館の制度設計に係る支援を行う専門職員を採用すべき。

6. 最終報告に向けて引き続き検討すべき事項

【行政機関以外の文書の取扱いについて】

- 国立公文書館において、民間文書を積極的に受け入れられるようにすべき。
(3件)
- 鉄道事業など国の事業から民間へ移行した事業に関する公文書についても、事業の公共性を考慮し、国の公文書館で収集・管理できるようにすべき。
(2件)
- 米国の大統領記録管理と同様、総理大臣記録を特別に管理する規定を記録管理法(＝公文書管理法)に盛り込むべき。
- 独立行政法人・特殊法人などの機関についても公文書管理改革の対象とすべき。
- 公文書館への文書移行・廃棄に関して明確な規則を定めた法を制定し、地方公共団体にも適用すべき。
- 民間からの各種問い合わせに迅速に対応できる部署を設置すべき。
- 企業・各種団体におけるアーカイブズの設置とその適切な運用が図られるような方策の検討が必要。

【公文書を保存・利用する機関について】

- 国立国会図書館の支部図書館制度を参考に支部公文書館制度を採用し、外務省外交史料館などを支部公文書館とすべき。
- 宮内庁、外務省も例外扱いしないことが必要。
- 国立公文書館に宮内庁を含む各官庁に文書提供を指示できる権限を持たせるべき。
- 国家機密である軍事・外交に関する記録や皇室等に関する記録は、欧米諸国のように専門的・機能別の管理体制が必要。
- 外務省外交史料館と宮内庁書陵部を国立公文書館へ統合すべき(2件)

【IT化や地方分権改革等への対応について】

- e-Japan 計画、電子政府構築戦略との関係を整理すべき。(2件)
- 電子文書管理の具体的な進め方に関する検討が十分でなく、今後もさらに検討すべき。
- IT化に対応したルール策定等の方策を講ずることが必要。

- ISOやJISなどの規格への対応を明確化すべきであり、その具体化な検討をするために、法律論とは別に民間有識者を含めた技術的な面を検討する推進会議が必要。
- 現在のところ、長期保存という点では、紙とマイクロフィルムに優位性がある。1年～5年未満の保存文書のみ電子的な取り扱いを可とし、5年以上の保存文書は紙保存を原則とする等のすみ分けが必要。
- 原本性を保証し、安心して公文書データにアクセス出来る保管管理体制を整備すべき。
- IT化に関して以下の点に注意すべき。公文書の改ざんや消去などへの対策、地震や水害などの天災による被害への対策、記録媒体、記録フォーマットに影響を受けないような保管システムの採用。
- 暗号化や分散保管などの対策を具体的に検討すべき。
- 地方自治体において、記録管理条例若しくは文書管理条例を制定すべき。
(2件)
- 公文書館の設置を促す規定を法律に盛り込むべき。
- 地方公共団体におけるアーカイブズの設置とその適切な運用が図られるような方策の検討をすべき。
- 公文書館の整備などの施策に国の援助が必要。(2件)
- 地方自治体における公文書保存・管理も十分でないことから、国は地方の手本を示すべき。(2件)
- 地方自治体の文書管理体制強化への要請が不明確。
- 公文書館設立を市町村史の編纂と関連させて進めて行くべき。

【公文書管理担当機関の研究機能等の強化について】

7. 早急に講ずべき事項

- (1) 公文書管理担当機関において取り組むべき事項
- (2) 各府省において取り組むべき事項

8. 内外の公文書館等で公文書を利用した際に、良い取組と感じた点や改善したら良いと思う点

- 宮内庁書陵部での公文書閲覧の際、閲覧申請して2年経過しているにも拘わらず、未だに公開されていない文書がある。さらに書陵部から原課に公文書を差し戻して不開示部分の審査を行っているため、原課の意向が強く働き不開示部分が拡大しているのではないかと疑念を持っている。また、第三者機関への不服申立が行えないため、抗議することができない。以上の点を改善すべき。
- 宮内庁へ情報公開請求を行った際、予算と人員の不足から大幅な時間の浪費と専門知識の欠けた対応を経験した。また、各府省が保存する資料の中に、国民にその存在を知らされていない資料が存在すると思う。省庁が持つ資料は歴史研究の問題だけでなく、外交・通商・産業育成においても大切な資産であり、

そのような資料の存在を公表すべきであるが、公表されていない。以上の点を改善すべき。

- アジア歴史資料センターなど最近の取り組みは前進していると感じた。

9. その他

- 文書を違法に廃棄した場合の罰則規定が必要。(7件)
- 情報公開法が施行されてしばらく経つが、情報の公開状況をみると、必ずしも米国等のそれに比べて進んでいるとはいえないのが現状。これは現在の公文書管理方法の抱える問題とリンクしている。
- 公文書に関する国民意識の啓発が必要。
- 公文書を残しておいて良かったという事例を集めて紹介すべき。
- 長期的な予算・人員の確保が重要。(6件)
- 専門家団体・歴史関係学協会の意見を聴取すべき。(2件)
- 外部リソースを活用すべき。
- 地震や水害・火災等で、各府省の保存施設や各県の公文書館が万一被災した場合のレスキュー(支援)体制を検討すべき。
- 公文書館法附則第2条を削除すべき。
- 人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ研究系(旧文部科学省所管国立史料館)を国立公文書館の一部とすべき。
- 情報公開法と公文書管理法(仮称)との関係を明確化すべき。
- 国の地方支分部局の文書管理と移管先に関する具体的な規程を設定すべき。
- 文書の秘密指定、秘密解除などのルール化すべき。

「公文書管理の在り方等に関する有識者会議 中間報告」に対する御意見等募集の結果
(意見提出者別の意見内容)

- ・ 公文書管理検討室では、平成20年7月17日から同年8月15日まで、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議 中間報告『「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～』」に対する意見募集を行った結果、71の個人又は団体から御意見が寄せられました。本資料は、寄せられた御意見を意見提出者ごとに整理したものです。
- ・ 「個人・団体の別」の欄については、個人として意見を提出していただいた場合には「個人」、組織として意見を提出していただいた場合には「団体」と記載しています。

1	個人・団体の別	個人	
	意見内容	大学で日本現代史を研究する者として、この中間報告を強く支持します。アメリカやイギリスの公文書館と比較して、日本の公文書館（外交史料館を含む）は、著しく貧弱です。たとえば、日本の外交政策の研究が、海外の文書を使ってなされるという倒錯した状況すら生まれています。これは日本政府の政策への理解を深める上で、重大な問題です。また、文書の作成・管理・公開システムが不十分なため、官庁ではきちんと文書を作成する文化が育たず、それゆえ「政策の選択肢を示した上で、ある選択肢をとる理由を説明する」という政策形成の質を高める上で不可欠な作業が、残念ながら、日本の官庁では十分になされていません。日本政府の「政策力」を強化するためにも、この中間報告は実行に移されるべきだと思います。	

2	個人・団体の別	個人	
	意見内容	今回の公文書制度改革の中間報告は基本的に賛成です。問題は、このような制度を作ることによって、国民の1人1人に資料が手に入りやすくなるかだと思う。例えば、国立国会図書館の納本制度はその趣旨は大変立派な制度であっても、報道などによれば、公共機関からの発行物の4割程度しか納本されてはいない実態がある。このような制度が作られることで、例外なく資料が保存され閲覧できる体制ができるのであれば、国民の1人としてこれほど喜ばしいことはない。最後に、全ての官庁の公文書管理機能の国立公文書館への移管をすべきだと思う。これを例外的な処置をすれば、今回の制度改革は、骨抜きと言わざるを得ない。	

3	個人・団体の別	個人	
	意見内容	公文書管理等のあり方についての中間報告を読ませて頂いた。自称、先進国が今頃何を。民主主義のプロセスと蓄積知を、各省庁が廃棄の自由を行使しているとすれば、個々の国民はこう決まったのでこうして下さいという声を聞かされる	

		だけに過ぎなくなる。想像で正当性を得ようとし、国や自治体の決定の妥当性を評価するにはあまりに一方的ではないか。 e-Japanはもうやめてしまったのか。ITに関して、我が国の国民はそれほど不器用ではない。またどこかの国に追い越されるのではないか。 結論、中間報告の趣旨に賛成する。
--	--	--

4	個人・団体の別	個人	
	意見内容	今回の公文書管理制度の改革について強い関心をもって注視しています。世界的に見ても日本の公文書館の予算、人員、規模、利便性の貧弱さは歴史研究者にとって周知の通りです。「知る権利」という意味においても、官庁の判断で公文書を廃棄していいはずがありません。報道も活発になっていますが、充実した公文書管理制度の改革をご期待申し上げます。	

5	個人・団体の別	個人	
	意見内容	将来の研究者によって行政の立案、実行過程が明確にされることが期待できる、すなわち公文書が破棄されずに残され、いつでもだれでも公文書が利用可能となる公文書管理の制度設計に期待しています。将来からのみ現代をみることになるが、この未来の国民のまなざしが 特定の利害に左右されない国民視点の責任ある行政へつなぐと 私は考えます。現行制度のように公文書をいかようにも扱え、大量破棄あるいは隠ぺいによってあるいは記録しない姿勢は、行政の自らの施策に自身がもてていない象徴のようにも映ります。	

6	個人・団体の別	団体	
	意見内容	行政機関の文書管理のあるべき姿を実現するには、以下の事項を補足記載すべきと考えます。 1 行政文書と公文書の定義 2 行政文書ファイル管理簿の機能の明確化（行政文書ファイル管理簿は、情報公開で国民への情報提供のための目録であり、行政機関内で行政文書管理を目的とした目録ではない。）	

		3 行政文書分類基準表の見直し（ガイドラインの趣旨を踏襲した具体的な文書管理のしくみ改善） 4 総合的文書管理システムによる紙文書の所在管理の適正化（個別文書と個別ファイルの棚番号・段数など具体的メタデータ付与などが必要であり、行政文書ファイル管理簿の延長線上の目録では不可、当然電子文書管理も） 5 電子決裁の促進方策
--	--	---

7	個人・団体の別	個人	
	意見内容	少なくともSSLにより保護されたフォームを提供いただけないでしょうか。このようにセキュリティ上の問題があるサイトに、「氏名・住所・年齢・性別・職業・メールアドレス」を記述することの保証はどこにあるのでしょうか。公文書管理の在り方はそれから議論を願いたいです。	

8	個人・団体の別	個人	
	意見内容	「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」の中間報告を読ましてもらいましたが、各省庁職員が文書を「意図的に」廃棄した場合の記述が欠けていると思います。2008年7月に発覚した大分県教育委員会汚職事件で教育委員会職員が保存の義務付けられている教員採用試験の答案などを意図的に廃棄したという報道がありましたが、国の機関でも自分の所属する組織に都合の悪い文書があればそれを意図的に廃棄するといった可能性はあるのではないかと考えます。そのようなことを防止するため、もし意図的に文書を廃棄した場合は担当職員等を刑事告訴できるよう罰則規定を設ける必要があるのではないかと考えます。	

9	個人・団体の別	個人	
	意見内容	今回の中間報告に示された改革案に賛成です。特に、強い権限をもった公文書を管理する機関の存在は是非とも必要です。私は、高校の教員ながら近現代史に興味を持ち、歴史研究を続けていますが、その立場からも、以上の点を強く要望します。よろしくお願いいたします。	

10	個人・団体の別	個人	
	意見内容	世界各国の公文書の保存・公開の水準を考えれば、本改革案は積極的に推進されるべきであると考えます。特に、強力な権限を有する公文書管理担当機関の設立を強く要望します。	

11	個人・団体の別	個人	
	意見内容	公文書は国民の財産であり、今日においては世界の共有財産です。原則としてすべて公開されるべきであり、各省庁の個別の判断ではなく、統一した管理の下に公開する手続きが必要です。この中間報告はその方向を提言したものと理解します。英米などと比べても、あまりにも遅れた日本の現状を改善し、先進国として当然の公文書管理と公開を実現するためにも、この中間報告の方向での改革を期待しています。	

12	個人・団体の別	個人	
	意見内容	世界各国にくらべて、日本における公文書の保存・公開のありかたはきわめて貧弱です。従って、本改革案は大いに歓迎されるべきもので、積極的に実行されることを願います。特に、強力な権限を有する公文書管理担当機関の設立とそこで働くアーキビストの養成を強く要望します。	

13	個人・団体の別	個人	
	意見内容	英国立公文書館利用の経験に鑑み、日本の公文書管理制度に深い失望を覚えました。以下箇条書きにて意見を述べさせていただきます。 ・立法・行政・司法府からの文書保存期間延長申請は、原則不可とすべき。 ・公文書館への文書移行・廃棄に際し、明確な規則を定めた法を制定する。この法は、地方公共団体にも適用されるべき。民間への適用は不可能であろうが、民間からの各種問い合わせに迅速に対応できる部署を設置すべき。	

		・ 集中書庫の設立に賛成。 ・ 国立公文書館を特別な法人として、立法・司法府への存在感を高めることに賛成。 公文書管理向上のためには、立法・行政・司法府に従事する者が、仕事上で文字化されたもの（含Eメール、メモ）は全て公文書であるという徹底した認識を持つべきです。同時に、公文書の意義に関する国民意識の啓発も重要だと考えます。
--	--	--

14	個人・団体の別	個人	
	意見内容	世界水準から見てもぜひ必要な措置であると考えられる。	

15	個人・団体の別	個人	
	意見内容	情報公開法が施行されてしばらく経つわけですが、情報の公開状況をみると、必ずしも米国等のそれに比べて進んでいるとはいえないのが現状です。このことは、少なからず、現在の公文書管理方法の抱える問題とリンクしています。狭義には歴史的研究に資するため、広義には国民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすため、公文書の一元的管理が望ましいと考えます。ついては、行政官庁のみならず、独立行政法人・特殊法人を含め、少なくとも国の関係機関全てに関し、公文書管理改革の推進を希望します。	

16	個人・団体の別	個人	
	意見内容	公文書の保存・利用に関するこれまでの体制はきわめて不十分であり、既に多くの公文書が消滅しました。公文書管理機関の法制化とそれを担うアーキビストなどの専門家養成の法制化を進め、将来にわたって公文書の保存・利用体制を構築することは、今日の日本の諸政策の信頼性を担保し、併せて歴史に学んで我が国の将来の指針を得る上で不可欠の国家事業であると考えます。この点から本改革案は積極的に推進されるべきであると考えます。	

17	個人・団体の別	個人	
	意見内容	中間報告を読み、公文書が「未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産である」という基本認識に、同感しました。また文書管理を一元化する必要性と、新たな公文書管理担当機関を設けて原状より強い権限・機能を与えるべきであるということに、賛意を表します。政府において、あるべき公文書管理の姿が速やかに実現されることを、強く要望致します。	

18	個人・団体の別	団体	
	意見内容	1) 中間報告の評価 ・ 第一に公文書は国民の共有財産であること、第二に公文書の作成・保存は現在及び将来の国民への説明責任を果たすためにあること、第三に国の正確な記録としての公文書への国民のアクセスを確保することは民主主義の根幹であることを報告に盛り込まれたことの意義は大きい。このことを法律の条文に明記していただきたい。 2) 公文書管理担当機関の在り方について ・ 現用・非現用を問わず立法・行政・司法を含めた国の機関で作成する公文書を一元的に管理する機関を想定するのであれば、米国のNARAを参考に内閣から独立した行政機関として記録管理院（仮称）を創設していただきたい。 ・ 国立公文書館を記録管理院（仮称）のアーカイブ部門に位置づけ、国立国会図書館の支部図書館制度を参考に支部公文書館制度を採用し、外務省外交史料館などを支部公文書館として位置づけることを提案したい。 3) 中間書庫について ・ 中間書庫は各府省庁共通の書庫にするのではなく、各府省庁に設置し、各府省庁の文書作成の指導助言と現用文書の記録管理を行う出張所的な機能とアーカイブ部門への移管を円滑化する機能を併せ持つ組織として位置づけることを提案したい。	

	4) 情報公開法との調整 ・ 保存期間が満了した行政文書は国立公文書館に移管することを原則とし、情報公開法は公文書館側に適用されてしかるべきであるが、不開示情報の解除に関して各府省庁と国立公文書館で協議制度を設ける必要がある。また国立公文書館の不開示に対して異議申し立てを審査する情報公開審査会と同等の制度を確保する必要がある。 5) 罰則規定の法文化 ・ 公文書は国民の共有財産であるという基本的な認識があれば意図的に公文書の作成を怠った者や公文書の改ざん、廃棄などを行った者に対して罰則を貸す必要がある。 6) その他 ① 有識者会議で最終報告をまとめる前にレコードマネージャーやアーキビストの養成や資格に関して実務者からヒアリングを行う必要があると考えます。 ② 地方自治体との関係では行政文書管理規則や規程を記録管理条例（＝公文書管理条例）とし、公文書館の設置を促す規定を記録管理法（＝公文書管理法）に盛り込むべきであろうと考えます。 ③ 民間文書の収集においても国立国会図書館の憲政資料室では政治家の私文書などの寄贈を受けていますし、防衛省防衛研究所図書館史料室においても旧軍関係者の日記や回想録などの私文書を受け入れているのであり、国立公文書館においても積極的に受け入れられる制度的な保障を担保すべきであると考えます。 ④ 鉄道事業などのように国の事業から民間に移行した事業については事業の公共性を考慮し、准公文書的な扱いとして国の公文書館で収集管理できるように取扱う必要があると考えます。 ⑤ 米国の大統領記録管理と同じく、総理大臣記録を特別に管理する規定を記録管理法（＝公文書管理法）に盛り込む必要があると考えます。 7) 結論
--	--

		・日本の将来を考え、この機会に公文書管理の最も望ましいかたち、すなわち立法・行政・司法を含む現用・非現用文書を一元的に管理する制度設計を提言として最終報告に盛り込むことを有識者会議に要望する。
--	--	--

19	個人・団体の別	個人	
	意見内容	歴史学研究にとっては、公文書はたいへん重要な資料です。世界各国の公文書の保存やとりくみ、その上での公開の水準や実態を考えれば、本改革案は積極的に推進されるべきであると考えます。特に、強力な権限を有する公文書管理担当機関の設立を強く要望します。	

20	個人・団体の別	個人	
	意見内容	大分の教員採用問題の報道で、教員採用試験に関連する文書が一年保存であると知り、大変驚きました。人事上の重要な資料がすぐに破棄されているということ……。社会保険庁や厚生労働省での一連の不祥事など、記録管理の欠落が事件の温床になっているように思えてなりません。中間報告を拝読して、政府の側がそうした問題に率先して取り組んで信頼回復を図っていくことに、希望を感じました。	

21	個人・団体の別	個人	
	意見内容	全般的な意見 文書のライフサイクルという観点から記述されているが、内容は文書の保存のことを中心に記述されている。起案、決裁、施行、廃棄という場面のことも書き込まなければライフサイクルに則ったものとはいえない。また、それぞれの場面でのITの活用を積極的に取り入れる必要がある。たとえば、電子決裁システムや電子文書交換システム（国と国、国と地方自治体）、文書管理システムなどの活用である。文書に関することをITで処理しなければ、総合的な文書管理は不可能である。人事異動があるので不変的な文書の取り扱いは、人間の力だけでは無理である。	

22	個人・団体の別	個人	
	意見内容	強力な公文書管理担当機関の設立に賛同します。その為に、外務省外交史料館と宮内庁書陵部の公文書管理部門を国立公文書館へ統合し、国家として統一的な文書管理がなされるべきです。筆者は書陵部で公文書の閲覧を行っておりますが、申請して2年経過しているにも拘わらず、未だに公開されていない文書があります。書陵部からは原課に戻して審査をしていると聞いており、省庁の内局に移管場所がある場合は、結局原課の恣意的な意向が強く働くことは疑いありません。また現状では第三者機関への不服申立も行えず、抗議することもないません。一つでも例外的な措置を認めてしまえば、他省庁での改革の取り組みを鈍らせるおそれがありますので、ぜひご検討頂きたいと思います。最後に、この改革のために、長期的な予算と人員の確保を強く要望します。	

23	個人・団体の別	個人	
	意見内容	公文書を管理・担当する機関は現行のままでは不十分である。人員の不足が官庁の情報公開や公文書管理を不十分なものとしている。情報公開を実効的なものとするためにも大幅な予算の拡充と人員の増員が必要である。人員を増加することによって、「高学歴ワーキングプア」に代表される院生の就職難問題も若干緩和されることが期待される。	

24	個人・団体の別	個人	
	意見内容	米国・ドイツ・ロシア・中国・韓国・メキシコ・インドなどの公文書館をこれまで利用し、今年も戦前・戦時日本についての基本資料を収集するため米国国立公文書館にでかける立場から、「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」に示された精神を実行するためには、何よりも公文書館の予算と人員を大幅に増やし、宮内庁を含む各官庁に文書提供を指示する権限をもつ独立した政府機関とすること、学会との協力関係を密にし、修士・博士号を持つアーキビストを大量に養成する教育機関を併設することを望む。	

25	個人・団体の別	個人	
	意見内容	八戸市では市史編纂のための準備委員会を１９９６年に立ち上げ、翌年、市公文書館設立に関して次のような答申書を提出している。「市史編纂に付随して大量の資料収集が自ずとできる。従来は行政資料の保存利用は原始的ともいふべき状態にあり、例えば明治・大正期の行政資料はほとんど滅失してしまっている。こうした問題を解決するには八戸市史を始めるに当たって、最初から文書館設立を一つの重要な目的とし、並行的にその設立構想を進めて行くべきだ考える。（後略）」全国の自治体でそれぞれの市町村史が創られている好機を捉えて、八戸市のような取り組みを先導するならば、地方のネットワーク的アーカイブズが完成されると思います。	

26	個人・団体の別	個人	
	意見内容	本報告は、公文書の保存と活用のありかたに大きな変革をあたえる画期的内容を持つものであると考えており、歴史研究を行う立場から高く評価します。地方自治体レベルにおいても必要な施策がなされるよう、国の適切な指導と援助を強く期待します。	

27	個人・団体の別	個人	
	意見内容	地方自治体のアーカイブズの管理に携わりながら、一方で各地の近代文書を様々な形で利用させていただいている者です。今回の報告は、現用文書の管理の在り方にまで踏み込み、国立公文書館の位置づけについても具体的に論及された、非常に意欲的なものと勇気づけられております。なお専門家団体・歴史関係学協会の意見も聴取されながら、この報告をなるべく活かした形で早急に制度化されるよう、強く望みます。また、地方公共団体、企業・各種団体に対しても、アーカイブズの設置とその適切な運用が図られるようなより一層の方策の検討を望みます。	

28	個人・団体の別	個人	
----	---------	----	--

	意見内容	私大学で研究をしている学生です。現在、政軍関係について研究しており、特に主な関心事は軍事費をめぐる議会と軍事との関係です。ところが、史料を探するとき結果のみ残っており、その決定過程に関しては残っていない場合が多いです。歴史関連の事項だけではなく、各分野でこのような状態だったら、将来のことを考えれば大きな損失に他ならないです。記録というには結果のみにではなく、いかにそのような結果が出されたのかを探るときに必要からであります。そうではない記録ははっきり言って意味がないです。
--	------	--

29	個人・団体の別	個人	
	意見内容	公文書管理法の充実・強化に強く賛成。行政官庁に対し、文書保存・移管で強い権能を有する公文書管理機関が必要。公文書は国民の税金によって為される行政の仕事の記録であり、よってそれは国民の財産である。官僚が勝手な判断で廃棄・放置できる体制ではダメ。また、欧米では決済文書だけでなく、メモ等も含む途中経過を示す文書も保存対象と聞く。法令の実行計画がどうデザインされていたのかを示す文書等は、国民が行政官庁の動向を監視し判断を下すための重要な資料。それらの大量の文書をどう選別し保存対象として如何に盛り込むかも1つの論点。いずれにしろ公文書管理の充実・強化に強く賛成。	

30	個人・団体の別	個人	
	意見内容	文書の作成から利用までのライフサイクルを統轄する公文書管理担当機関の設立に賛成します。特に、文書の延長・移管・廃棄は、現行のような各省庁の判断ではなく、公文書管理担当機関が判断することが絶対に必要であると思います。	

31	個人・団体の別	個人	
	意見内容	日本近現代の政治史を専攻している者です。今回の中間報告で述べられている方向性、未来への遺産として公文書等の整理・保存・公開をすすめていく法制度の実現を支持いたします。私は、明治以来の地方、中央の公文書を利用しており	

		ますが、アジア歴史資料センターなど最近の取り組みは前進しているように思います。ただし史料を専門的に扱う職員の養成などが必要と思います。政府には、なお一層の整備を希望します。
--	--	---

32	個人・団体の別	個人	
	意見内容	ご主旨に賛成です。是非、充実した公文書の保存・保管をお願いいたします。	

33	個人・団体の別	個人	
	意見内容	中間報告を読んで、公文書は国民の共有財産・知的資源であるということを初めて認識しました。私を含めほとんどの国民は、公文書のしっかりした管理制度が確立していないという事実すら知らないと思います。大事な文書ならば、それを整理・保存するという行為は企業レベルでも個人レベルでも自然に行われていることです。国レベルともなれば、クリアすべき問題が沢山ありますが、きちんとした制度を確立することは絶対に早急に必要な事だと思います。そして最終的には国民が自由に公文書にアクセスできるような仕組みを立ち上げて欲しいです。がんばってください。	

34	個人・団体の別	個人	
	意見内容	今回の有識者会議の中間報告は、今日喫緊の課題として求められている公文書管理の抜本的改革を提起しており、支持します。これまでの法律・人的組織的体制では、世界水準の公文書管理が行えないことは明らかであり、早急な対策が必要であり、報告書に盛られている政策を是非実現してほしい。国の政治・文化の発展のために不可欠であり、国民の福利に合致する政策であると考えます。就中、公文書保存・管理がこれまで不十分であったことを顧みて、公文書保存・管理のために強力な権限を持つ担当機関の設置が不可欠です。地方自治体における公文書保存・管理も十分でないことから、国は地方のお手本を示してほしい。アーキビストの養成も急務	

		であり、大学も協力すべきである。
--	--	------------------

35	個人・団体の別	個人	
	意見内容	統一的・総合的かつ強力な公文書管理担当機関の設置に賛同するとともに、公文書の不適切な廃棄や管理がなされることのないよう、長期的利用・保存の観点に立った文書管理システムが構築されることを望みます。その際、責任逃れのための文書隠蔽・廃棄といった事態の発生が原理的に起こりえない、もしくは起こりにくいような管理システムの構築を——これには公文書作成段階からの管理システムの構築が必要になるでしょうし、そうすべきですが——ぜひ求める次第です。なお、仏作って魂入れず、ということのないよう、予算面も含んだ長期的かつ確実なサポート体制の構築を求めます。	

36	個人・団体の別	個人	
	意見内容	公文書管理機関の設置と強化に賛同します。私は宮内庁へ情報公開請求を行ったことがあります。その経験から、予算と人員の不足から大幅な時間の浪費と専門知識の欠けた対応も経験しました。特に近現代の歴史史料は、外務省外交史料館と宮内庁書陵部を国立公文書館へ統合し、国家として統一的な文書管理を行うべきです。これまでの会議の内容も判断材料とした結果、私の経験からも該当省庁が保存する史料に、恣意的な判断のもとに国民に存在が知らされない史料が存在すると思われます。省庁が持つ史料は歴史研究の問題だけでなく、外交・通商・産業育成においても大切な「資産」です。早期の公文書館施設の権限強化を望みます。また、この案件は長期的な展望を必要とするので、人員と予算の確保を視野に入れなければなりません。そのことも具体案として盛り込み、国民の期待に応えてくださることを願います。	

37	個人・団体の別	個人	
----	---------	----	--

	意見内容	中間報告に示された公文書管理についての改革内容は、ぜひとも積極的に推進されるべきであると考えます。このような国の公文書管理に関する改革は、地方自治体の公文書管理にも大きな影響を与えることが期待でき、地域の歴史資料の保全の観点からも重要である。とりわけ、大型合併により、市町村レベルの公文書保全が不透明な現況において、中間報告の「ゴールド・モデル」が示されることの意義は大きいと思われる。まずは、国による公文書管理法体制の確立に期待したい。そのために、国民の共有財産であり、知的資源である公文書を、強力な権限によって一元的に管理する公文書管理機関の設立と、その保存・公開に関する法律の制定を強く希望する。
--	------	--

38	個人・団体の別	個人	
	意見内容	日本は中央地方共に行政後進国になってしまった。最も大きな原因は、電子化に成功していないからである。電子政府の中心は、手続き電子化という「窓口電子化」に遠ざけ、自らの情報の生産性向上に電子化を活かす試みは、民間同様、大規模なリストラを伴うと正確に！理解し、それから逃げてきた。正直、公文書管理に関する議論は、保存を中心とした「出口論」に留まると思っていたが、中間段階で、ここまで作成「入口論」に言及した事は評価出来る。今後は、政府イットラネット構築との整合性をどう保たせるかだ。場合によっては、更に時間をかけ、「行政文書管理電子一元化法」とする事も検討すべきだ。何れにしろ今のままの遅官では、優秀な人材は集まらない。危機感を持って民間を追いかけて欲しい。	

39	個人・団体の別	団体	
	意見内容	中間報告に沿い、文書管理法（仮称）の制定を進めると共に、中間報告では盛り込まれていない下記の項目について決定すべきである。 １．公文書の定義を明確にすべきと考える。公文書を業務内容や文書の性格で定義づけると同時に、文書が作られている形態「紙文書、電子文書、電子化文書（注１）、マイクロ	

		フィルム文書等」を明確化した上での一元的な管理システムの構築と運用が重要である。特に大量に存在し、発生する紙文書を電子化文書にし、活用、保管することが利便性を向上させるポイントである。また長期的保存文書、永久保存文書には積極的なマイクロフィルム、デジタル・マイクロ・アーカイブ（注２）の活用が重要である。（注１）紙文書をスキャナで電磁的にメディア変換した文書。（注２）デジタルデータをマイクロフィルムにメディア変換し、利用する方式で何世紀にわたる長期保存・永久保存が可能。 ２．各省庁別に整理された公文書を統一的に検索できる索引データベースを構築し、上記で定義された文書形態を含めて一元的に管理すべきである。 ３．アーキビストやレコードマネジャーなどの管理者に加え、システムの構築・運用の実務専門家（文書情報管理士等）の育成も併せて行うべきである。 ４．公文書の利活用や保存を確実にするため、ＩＳＯやＪＩＳなどの規格（記録管理、メタデータ、ワークプロセス分析等）への対応を明確化すべきである。 ５．上記の様な検討を具体化するために、法律論とは別に民間有識者を含めた技術的側面を検討する推進会議（ＷＧ）が必要と考える。
--	--	---

40	個人・団体の別	個人	
	意見内容	１）現場職員へのメリット強調：文書管理は、文書作成当事者たちが属する組織の日々の業務を円滑・効率化するために必要なシステムだ。経営的価値に歴史的価値を加えて、組織と市民に必要な文書を永久保存することは重要だが、現場職員が必要な過去情報を最短時間で入手するために適切な文書管理と専門家配置や公文書館の指導助言が必要だという点はもっと強調していただきたい（必要ならば情報公開法の改正も視野に入れて）。 ２）踏み込んだ人材養成計画を：レコードマネージャーもアーキビストも促成栽培は難しい。関係学協会との連携のもと、省庁支援で進展した既存資格のモデル等を参照しながらの専門家育成と、その専門家に関する公職体系の中での適切な位置づけを早急に検討し、法制定後20年も凍結状態にある	

		志望者支援の道筋を確保していただきたい。 ３）災害対応の想定を：地震や水害・火災等で、各府省の保存施設や各県の公文書館が万一被災した場合のレスキュー（支援）体制を、国立公文書館や国会図書館を含めて検討していただきたい。 以上
--	--	--

41	個人・団体の別	団体	
	意見内容	これまで450冊以上の社史を手がけ、様々な企業・団体の歴史的資料の整理やアーカイブ構築に携わってきた。企業・団体のなかの歴史的資料については、これまで国の明確な取り扱い方針や統一的な取り決めがなかったために、貴重な資料が躊躇なく廃棄され、無秩序に散逸し、また残存していても活用されない状態となっている。貴会議において、公文書の管理、保存体制について方針を確立し、法案化されるにあたっては、企業・団体に対しても、その取り扱いの規範を示す、汎用性が高い制度としていただくようお願いしたい。また、国民の「知る権利」を幅広く保障していくために、公文書に限らず、公共性の高い事業に関係する企業の資料についても、国（省庁）の責任において収集～公開をするべきと考える。	

42	個人・団体の別	個人	
	意見内容	文書の作成から利用までのライフサイクルを統轄する公文書管理担当機関の設立に賛成する。特に、文書の延長・移管・廃棄は、現行のような各省庁の判断ではなく、公文書管理担当機関が判断することが絶対に必要。また、中間報告17頁記載の、公文書管理担当機関を最終的には「数百人の規模」にまで拡大することに賛成する。そのためには、長期的な予算の投入と人員の増員が必要となる。これを実現するために、公文書管理担当相を常設とし、国立公文書館長にアメリカのNARA長官並の権限を付与することが必要不可欠である。制度を作るだけで終わってしまえば、情報公開法の時と同様のことになりかねない（人員や予算をあまり付けないために、公開までの期間の長期化が深刻な問題となっている）。この規模の人員を確保するために、人材の育成を積極的に推進するべ	

		きである。具体的にはアーキビストやレコードマネージャーの資格制度の設立が検討されるべきである。
--	--	---

43	個人・団体の別	個人	
	意見内容	中間報告にある改革案は、国家の施策の実際、とりわけ政策決定過程を広く国民に開かれたものとするもので、民主主義の基礎としてきわめて重要なものと考え、支持します。その実現は、歴史に学ぶことで未来を切り開く日本国の姿勢を内外に示すことにもなると思います。公文書管理政策の不備と各省庁の怠慢により、重要な公文書が散逸しあるいは隠蔽されてきたことに鑑みると、中間報告で提言された制度を早急に法制度化し、特に強力な権限を持った公文書担当機関の設置と、国立公文書館の拡充を是非実現すべきと考えます。	

44	個人・団体の別	個人	
	意見内容	今回の中間報告は、公文書管理のあり方について画期的な改革をすすめるものであり、基本的に賛成します。この趣旨を生かした法律制定とそれにもとづく制度化を積極的に推進することを希望します。とくに保存期間終了後の文書の処理を文書管理の専門機関に委ねることはぜひ実現していただきたいと思います。また文書管理機関のあり方については、今後さらに歴史学関係学協会など関係団体の意見を聴取し、中間報告の趣旨を生かした機関となるよう具体化することを希望します。	

45	個人・団体の別	個人	
	意見内容	歴史学界に所属する者ですが、このたびの公文書管理のあり方についての御提言はまことに時宜を得た重要なものと喜んでおります。日本での公文書管理が諸外国に遅れていることは学界ではしばしば問題になる周知のことで、先進国というより文明国としての条件を欠いていると恥ずかしく思っております。ただ、制度だけでは有効に機能しないので、提言にもありますが、この業務を担う専門家の育成が欠かせない条件です。ぜひこの趣旨で改革を進めていただきたいと存	

		じます。
--	--	------

46	個人・団体の別	個人	
	意見内容	「公文書の意義」ならびに「公文書管理の改革目標」に述べられていることが確実に実現されるようにするためには、新しい制度が「意義」と「目標」から外れぬように運用されているかをモニターする必要がある。中間報告には「監査機能の強化」が盛り込まれているが、これは内部監査である。公正な監査を実施するためには、内部監査のほか、外部機関による監査が必要である。その外部機関の監査を実効あるものにするためには、以下の３項が制度のなかに盛り込まれる必要がある。１）監査機関に、民間の人材を入れる、２）監査結果の詳細な報告書を作成し、公表する、３）意図的、かつ悪質な文書廃棄があきらかになったときは、罰則を適用する。	

47	個人・団体の別	個人	
	意見内容	私は大学アーカイヴズに勤務して文書の整理保存業務にあたりながら、日本史学研究者として国立公文書館などのアーカイヴズで文書を閲覧し、研究する者です。中間報告に明記された公文書管理担当機関の設立について、実現を強く希望いたします。省庁などからの文書の移管が円滑に進展し、評価選別を経て公開に至るまでには、数多くの手間と時間を要します。強力な権限を持った機関、及び充分な人員と予算を確保し（アーキビストとレコードマネージャー双方をバランス良く増員する必要があります）、公文書の移管から公開までを一連の流れとして、システム化していくべきだと考えます。	

48	個人・団体の別	団体	
	意見内容	意見箇所） ６．最終報告に向けて引き続き検討すべき事項 【IT化や地方分権改革等への対応について】	

		7. 早急に講ずべき事項 意見) 今回の改革目標を鑑み、目標達成と適正な情報管理にはIT化を推進しIT化に対応したルール策定等の方策を講ずることが不可欠であると考えます。以下の観点からの議論と電子化推進に向けたイニシアティブ発揮を期待します。 1、利便性の向上 2、文書の電子化基本要件 ※1 (見読性、完全性、機密性、検索性)の確保 なお、以下の内容で重点計画2008(案)のパブリックコメントにて当協議会から意見応募させていただきました、合わせてご確認いただけますようお願いいたします。『電子記録を長期にわたって上記基本要件を保ちつつ保存するには、電子署名技術に加えてタイムスタンプ技術を利用することが適切であると考えます。例えば電子署名技術だけで電子記録の保存を施す場合、電子署名の真正性を検証できる期間や、証明書の失効状況を考慮する必要があります。電子署名の真正性を検証できるのは、電子証明書が有効である期間内に限られます。しかしながら電子証明書の有効期間は比較的短く(概ね1～5年程度)、さらに署名鍵の紛失や該当者の組織異動による属性変更等によって任意の時点で失効される可能性があることから検証ができなくなる恐れがあります。さらに、電子署名付き文書ファイル及び電子証明書は、将来、暗号技術の脆弱性に起因してデータの完全性を担保できなくなることが発生する脅威に備え、当該暗号の安全性が確保されている時点で、予めなんらかの保護措置が必要と考えます。また、暗号アルゴリズムの安全性低下に備え、緊急避難的に電子証明書の失効を行う場合は、既に当該電子証明書を利用して生成された電子記録(電子署名付き電子ファイル及び電子証明書)の有効性・検証可能性も全て失われてしまうため、対応に注意が必要であると考えます。今般、このような課題を克服する手段として、タイムスタンプ技術を利用した方式で、JISにおいて、CMS利用電子署名(CAdES)の長期署名プロファイルと、XML利用電子署名(XAdES)の長期署名プロファイルが、それぞれJISX5092およびJISX5093として規定されております。また、IETFにおいて電子データの長期保存サービスについて、ハッシュアルゴリズムを効果的に用いた長期証拠保全技術としてLTANS ※2 規格の検討が進
--	--	---

		められており、ドイツでは、当該規格にて実証実験を済ませ、実用化が始まっています。なお、タイムスタンプ技術はISO18014で国際的に規定されており、JISにおいてもJISX5063に規定されております。また平成17年2月から（財）日本データ通信協会において「タイムビジネス信頼・安心認定制度」が機能しておりますので、認定タイムスタンプの活用を推奨します。』 ※1 文書の電子化・活用ガイド（2006年経済産業省） ※2 Long-Term Archive and Notary Service
--	--	--

49	個人・団体の別	個人	
	意見内容	「自治体史」の編さんや公文書館で史料調査をした経験から、今回出された包括的な「中間報告」を歓迎します。特に、過去の検証と未来に対する「説明責任」という点で、公文書の保存と公開は重要です。ただそれは必ずしも「国民」に限られたものではないと思います。公文書の利用は、インターネットの普及などで史料にアクセスしやすくなっている一方で、「個人情報保護」のもとに貴重な史料が閲覧できないという問題をしばしば耳にします。また、史料が結果だけではなく、そこに至る過程をも検証できるような形で保存されていないのも問題です。他の専門家や歴史関係学会などの意見を幅広く聴取され、この報告を活かした制度が早急に実現するよう、切に望みます。	

50	個人・団体の別	団体	
	意見内容	1. 当該資料では外部リソースの活用には触れられておりませんが、民間部門においても内部統制、事業継続の観点から記録の保全、管理について効率的かつ効果的な手法がすでに確立されつつあります。また、現在の国立公文書館の人数やアーキビスト育成までの費用・期間等を鑑みますと、秘密保持契約等個人情報、機密情報等の取り扱いを加味した契約に基づいた外部リソースの活用は必須と考えます。 2. 今後法制化が実現し、実際に成功裏に実現に向けたステップを進めるとすれば、調査、基準策定、基盤構築、システム構築、運用までの各フェーズについて、必要な知見をもった有識者もしくは事業者による設計が求められます。ついて	

		は、該当部分の設計を行うにあたっては、一般的なコンサルティング事業者ではなく民間における文書管理を生業とするもの、もしくは該当分野に知見をもつ有識者によるアドバイスを得るよう提案いたします。
--	--	---

51	個人・団体の別	団体	
	意見内容	米国公文書館公表の資料によると、ITの進展で続々登場しているCD、DVD等のメディアの変遷は目まぐるしく、今のところ長期保存という視点では紙とマイクロフィルムの独壇場です。また平成15年以来開催されてきた「公文書等の管理・移管・保存施策に関する研究について」を見てもデジタルアーカイブに関する結論はでていません。効率化や情報管理の観点からは電子化が求められますが、上記の問題が解決していない以上、例えばIT技術の変遷が少なく電子保存上のリスクが比較的少ない1年～5年未満の保存文書に対してのみ電子的な取り扱いを可とし、5年以上保存の文書に関しては紙保存を原則とする等のすみ分けが必要と思われます。実際5年未満の文書量は多く、この部分だけでも電子化による効率化の恩恵は大きいと思います。 有識者会議における議論では、公文書管理の対象が所謂原議書を中心とした決裁済みの起案文書を中心に行われていたような印象を受けております。しかし、現在及び未来の国民に対する説明責任という視点では、国民の権利・義務に直接関連してくる申請・届出等に係る文書類、または裁判等において必要と考えられる業務プロセス上において発生する関連書類（メモ等を含む未決裁文書）をも対象とする検討が必要と考えます。ご検討いただけますようお願いいたします。 民間における公共機関、消費者を含むステークホルダーに対する説明責任実現には決裁された完成文書だけでなく、プロセス上で発生する文書・記録等も求められます。そのためには、業務プロセスの可視化が必要となりますが、主要な業務については既に業務・システム最適化計画により可視化が実施されております。この業務・システム最適化計画の成果物を活用し、プロセス上に発生する文書・記録等を低コスト	

		かつ効率的に管理の対象とする議論を加えることを希望いたします。
--	--	---------------------------------

52	個人・団体の別	個人	
	意見内容	電子化された公文書の長期保管と保護に関する考察 電子化された公文書（以下公文書データという。）は30年間もしくは永久に保管しなければならないため、行政機関が開設した（もしくは運営主体となっている）データセンターが長期に亘り保管・管理する事が強く望まれるところである。一方で長期間に亘る公文書データの保護対策（地震や風水害などの災害対策やテロによる破壊防止、情報漏洩・改竄防止など）だけでなく原本性を保証する事や誰でもが安心して公文書データにアクセス出来る様な保管管理体制が整備されなければ、真に国民から信頼される公文書データ管理を実現する事は出来ない。具体的には厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第3版（平成20年3月）」によればネットワークを介して外部のデータセンターにデータを保管する場合にはデータの暗号化と分散化が望まれているが、公文書データ管理に関してはさらに高度な情報セキュリティが要求される為暗号化や分散化だけでなくデータを分割化することにより、データセンターの管理者といえども実質的に公文書データへの閲覧や改竄、破壊などの不正行為が完全に出来ない仕組みを構築する事が強く望まれる。	

53	個人・団体の別	個人	
	意見内容	本有識者会議の議論・中間報告を拝見し、現在の行政における公文書管理の杜撰さを痛感しました。昨今の年金未納問題や個人情報の誤処理の問題なども、公文書管理意識の低さに一因があるものと考えます。そこで、行政実務の向上を図るために、全省庁で統一された国が直接管轄する（＝独立行政法人ではなく）管理規則および機関が必要ではないでしょうか。 また、作成過程を含めた公文書が管理・公開されれば、どのようにしてある政策が決定されているかを検証でき、政治へのモニタリング機能も期待できるのではないのでしょうか。これは民主主義を担保する機能として意味があるでし	

		よう。作成すべき文書の性格も含めた改革が必要になるものと考えます。そして、以上のような新公文書管理制度の構築のために必要な人員と予算が確保されることを希望します。
--	--	---

54	個人・団体の別	個人	
	意見内容	私は公文書管理の強化に賛同します。まず公文書館を独立行政法人から国の機関に戻して強い権限を持たせてほしい。宮内庁、外務省も例外にしないでほしい。文書の作成、移管について厳格なルールを定め、移管については省庁等から公文書館に完全に権限を移譲してほしい。時間がかかっても数百数千人単位のアーキビストを育成する環境を整え、アメリカ並みの公文書館にしてほしい。行政機関等で決まった形式にそって文書が作られなかったり、勝手に廃棄された場合の罰則についても有効的なものを定めてほしい。時間がかかってもいいので書類の形式、メタデータなどは管理・検索しやすいよう徹底的に考え抜いてほしい。後から変更したり追加するのは大変なので。	

55	個人・団体の別	個人	
	意見内容	戦後史研究に携わっている者です。「史」とは元来文書に残された記録という意味ではありますが、公文書は歴史研究を進める上で基本中の基本史料です。しかし遺憾ながらわが国の公文書保存状況はお世辞にも整備されているとはいいがたく、自治体の中には公文書を投売りしているところも見られます。このような状況を放置しますと、国家・共同体の記憶とも言うべきものが失われる一方となり、政府・自治体の政策立案を進める上で有益な資源をみすみす放棄することにつながります。これはまさに国家的損失であり、後世のために必要な投資として公文書保管作業を位置づけられることを希望します。	

56	個人・団体の別	団体	
----	---------	----	--

意見内容	当方が提唱してきた「文書管理法制定のための提言」１０項目に照らして述べると、今回の中間報告は大変評価できる。例えば「文書は国民の共有財産であり、管理体制の確立が急務である」、「政策決定過程で作成される文書を含め適正な現用文書の管理及び公文書館制度による非現用文書の保存は民主主義の基盤」、「文書管理の目的は説明責任を果たすこと」、「国の各機関の文書管理を一元的に管轄する専門機関の明確化」、「専門職体制の確立」、「教育研修の充実」など提言内容が取り入れられている。ただ「電子政府構想の必要要件に文書管理を位置づける」などとした電子文書管理の具体的な進め方については十分でなく、今後の課題として残ると考える。また法制化に当たり罰則を盛り込むことへの言及がなかった点、地方自治体の文書管理体制強化への要請が不明確な点は残念である。字数の制限があるため、以下、今後の課題として最重要と考える専門職体制確立のテーマに絞って意見を述べたい。 [基本的な考え方] 公文書管理法が仮に制定されたとしても、これを基に実際の文書管理を実行する体制が弱体ならば、画に描いた餅になりかねない。中間報告で示された理念及びゴールド・モデルといったルールを実際に推進・実施し、成果が上げられるかどうかは、文書管理専門職体制がその鍵を握っている。 [文書管理専門職体制作りの留意点] １、文書管理専門職（レコードマネジャー）は文書・記録管理そのものの専門知識のみならず関連部門と連携を取るコーディネーターとしてのマネジメント能力など幅広い能力が求められる。例えばレコードマネジャーはIT専門家あるいは情報公開担当者等と連携を取りながら、各課の相談に乗り、支援を行なうといった役割が重要となる。 ２、文書管理専門職（レコードマネジャー・アーキビスト）は公文書管理担当機関及び各国の機関の双方に配置され、両者の間で適当な時期に交代することで相互に経験をつみ、能力向上につなげられる体制が望まれる。 ３、文書管理専門職（レコードマネジャー・アーキビスト）は従来の伝統的なローテーション人事慣行の枠を超えた取組みが必要である。つまり2～3年で全く別な業務や部門へ異動
------	--

		するゼネラリスト型のパターンではなく、長期的に専門職としての道が歩めるようなスペシャリスト用の人事コースを設定する。同時にプロフェッショナルとして、それにふさわしい処遇を行なう仕組みにすべきである。 4、文書管理専門職を、大学等で教育・養成する必要性を明確化すべきである。
--	--	--

57	個人・団体の別	団体	
	意見内容	公文書管理の在り方等に関する有識者会議中間報告に対する意見書 記録情報管理、即ち、あらゆる記録の作成又は受領から配布、処理、保管、検索活用を経て最終的な廃棄、アーカイブズに至るまでのプロセス全体を体系的に管理することを提唱してきている。そうした立場から、この度の中間報告はおおむね評価することができる。しかし、これからの日本の公文書管理、ひいては日本における文書管理全体を考えた時にいくつかの課題が残っていると認識している。以下の点について意見を申し上げます。 1. 公文書の定義を明確にしていきたい。一般的に公文書とは国の機関が作成した文書だけではなく、地方公共団体や独立行政法人などが作成した文書も含まれる。公文書の定義とともに、これらとの関係を明確にしていきたい。 2. ゴールドモデルに関して ①特に、国の機関等における現用文書の管理においては、作成・整理、保存いずれの段階においてもガバナンス、リスクマネジメント、法令順守等に対する統合されたアプローチが必要であり、これらの点を明記していきたい。特に法令順守は、国が範を示すことが重要である。 ②文書主義の明確化の前提として、業務・役割の（見える化）を行い、それらの結果を表す文書との関係づけと体系化が必要。 ③紙文書、電子文書等媒体を問わず文書のライフサイクルシステム構築が必要であり、構築にあたっては、世界標準（ISO15489等）やJIS X 0902-1等、各種ガイドライン、最新技術等を参考にすることが必要。分野としては、長期保存、セキュリティ、認証技術、メタデータ等多数あり。	

		④電子文書を前提とした文書のライフサイクルシステムの構築については、電子政府構築戦略との同期をとることとし、真の電子政府（電子社会）推進の上からもIT戦略本部や内閣官房IT担当室等で進められている先端的情報通信技術の適用やセキュリティ対応など各種個別課題やテーマとの考え方の整合を取るなどが必要。 ⑤公文書については、電子文書・電子化文書の法的証拠能力強化策を具体化し、e-文書法により民間事業者が電子文書・電子化文書に電子署名やタイムスタンプを付与する時の矛盾点や使い難さを官公庁が率先して解決することも課題に入れていただきたい。 3. 適正運用の確保について ①法制定の中に盛り込む内容であるが、運用ルールの逸脱等に対し、罰則規定を設けることを明記してほしい。 ②府省を対象とした外部監査が必要 4. 公文書管理担当機関の在り方の組織形態についての国立公文書館が持つ機能についての2つの案について 1案（国に戻して文書管理機能のすべてを一つの組織にまとめに・・・。）に賛成 以上
--	--	---

58	個人・団体の別	個人	
	意見内容	近現代の歴史研究者。地方の公文書保存も多くは破滅的状況であるが、地域によっては非常に良好な保存をしている所もある。それに比して国の公文書の保存は呆れるほど貧弱である。瑣末な文書ほどよく保存されており、決定的に重要であると思われる文書ほど公文書館には存在しない。役所の職員の方々には、日々のルーティンな仕事そのものが歴史を形成しているとの自覚を求めたい。そして仕事の内容は時間が経てば全て公開・検証されなければならない。また電子メールを含む文書の電子化も予断を許さない問題だと思われる。このままでは後の世において21世紀は史料が存在しない「暗黒時代」となる恐れがある。欧米の歴史研究ではメモランダムが決定的な役割を果たすことがある。役所における業務メールの保存も検討課題として欲しい。	

59	個人・団体の別	個人	
	意見内容	アーキビストが、公文書の引渡しや公開をすすめるにあたり、どれほど権限を与えられていようとも、各省庁の職員との間に良き相互理解がなければうまくいきません。現用文書側の事情や要望をよくくむことが、より良く公文書を残していくことにつながります。しかしながら、それは国民の側から見ると、一種のなれ合いということにもなりかねません。そこで、公文書管理担当機関がどのような組織として位置づけられるかにかかわらず、「中間報告」１９頁に挙げられた１から７の機能のうち、４の監視・是正機能についてはこれを切り離し、独立行政委員会（新設）に強い権限をもって行わせ、公正中立な監視機能を担保する必要があると思います。 一定の客観性を備えた評価選別の基準は、一朝一夕にできるものではありません。評価に適した文書の類型（それは現用文書管理の基準表とも異なってきます）を確定し、類型間の相対的な価値付けを行うためには、まず全体像を把握する必要があります。基準作りは１０年スパンの事業としてとらえてはどうでしょうか。中間書庫はその作業を行うためのインフラとして重要です。評価選別業務は、文書の内容調査や事業の根拠法令確認、そして各省担当者のインタビュー等を通じて各組織の業務内容を把握でき、アーキビストにとってもまたとないOJTになります。数百人オーダーのアーキビストは、１０年計画で徐々に採用し、いずれどの業務を担当するにしても、訓練期間はまずこのプロジェクトに充てるべきです。	

60	個人・団体の別	個人	
	意見内容	公文書は「国民の知的資源」であるとする基本姿勢に賛成です。専門職員の養成など課題もありますが、ぜひ実現してください。一方、「国民の知的資源」は国や地方自治体等の公文書にとどまりません。引き続き検討すべき事項として「民間に保存されている歴史的文書の取扱い」があげられていますが、想起されているのは政党や大企業等の文書のようです。それだけでなく、一般の人々の活動によって残された文	

		書をどう残していくかにも踏み込んでご検討ください。特に、近世・近代の村や町の文書は世界に誇る分厚さをもって残されていると言われながら、実際は自由な売買に任されており、散逸が激しい危機的な状況です。史料保存の取り組みについても政府が支援してくださるようお願いいたします。
--	--	--

61	個人・団体の別	個人	
	意見内容	ライフサイクルを通じたＩＴ化に対応した文書管理の在り方として、公文書管理担当機関への移管後の記録媒体の劣化等のリスクへの対応の必要性について言及されている。また、４章「公文書管理のあるべき姿」に向けて、でも電子媒体のファイルについては、特に、適正な情報管理（個人情報保護対策等）に留意することが必要、とされている。厚生労働省の医療情報ネットワーク基盤検討会がまとめた「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」では、医療機関外のデータセンターに医療情報の保存を委託する場合の個人情報保護対策として、（a）暗号化を行う（b）情報を分散保管するといったアクセス制御機構を講じるべきとしている。記録媒体の劣化等のリスク対策と合わせて、ハードディスク媒体への暗号化・分散保管といった対策の可能性を最終報告に向けて具体的に検討していただきたい。	

62	個人・団体の別	個人	
	意見内容	地方公共団体の公文書業務に携わる者として、中間評価の理念を高く評価したいと思います。また、その理念を実現するためには、公文書を残す意義として、説明責任や歴史資料としての意味に加えて、行政自らのメリット＝施策立案に当たって過去に学び、円滑な業務推進を可能とする＝という行政効率化のメリットを強調し、より具体的に共有することが必要だと思います。そのために、公文書を残しておいて良かったという事例を集めて紹介することを一つの方法として提案します。 地方公共団体の文書管理は、地方自治法一部課設置条例－行政組織規則－行政文書担当課の設置と事務分掌の明記。こ	

	こまでは概ね共通ですが、担当課が所管する行政文書管理規程等は、公文書管理の基本法がないこともあり、移管や廃棄権限者がバラバラな一方、多くは「保存期間を経過した文書は速やかに廃棄しなければならない。」というような規定があります。このような状況を勘案の上、最終報告に、国における特別な機関による移管命令権限の明確化及び廃棄権限の一元化について盛り込むよう提案します。地方もそれに倣うことで、効果が全国に及ぶことが可能になると思います。 現在、都道府県公文書館は全国で30に過ぎません。市町村立は1%にも満たない状況です。中間報告書の副題である「今、国家事業として取り組む」には、地方を含めた「日本」全体を視野に入れて取り組む意欲を感じます。ついては、地方における公文書館の整備が進捗するためのきっかけとして、図書館、博物館と同様に公文書館の運営経費に対する交付税措置を講ずることを最終報告に盛り込むよう提案します。民主主義国家の文化の3本柱は公文書館、図書館、博物館と言われますが、現在公文書館に対する措置はありません。額は些少でも、算定基礎に盛り込むことが大きな意義を持つと思います。 2頁の「公文書管理の在り方を抜本的に見直し、歴史的に重要な公文書が保存・利用されるよう」との表現について、公文書管理の眼目が歴史利用＞現用という印象があるので、「来年は（中略）10年となる大きな節目であり、これを機に、新たに21世紀にふさわしい公文書管理システムを構築していくことが必要である。このため、公文書管理の在り方を抜本的に見直し、作成から利用までのライフサイクルを通じた公文書管理法制を確立し、業務遂行のための現用文書や歴史的に重要な公文書が適切に管理・保存・利用されるよう、職員の意識改革を図るとともに、公文書管理体制を充実強化することが重要である。」とするよう提案します。
--	--

63	個人・団体の別	団体	
	意見内容	これまでの担当大臣および有識者会議の活動を、国家機関における記録管理の画期的な改善に寄与するものとして高く	

		評価し、支持する。その上で中間報告に関し、次の点の追加または再考を求める。 (1)「ゴールド・モデル」では、記録管理学とアーカイブズ学における国際的な水準を満たすこと。またそれが現場職員の業務にとって極めて有益であるという考え方を打ち立て、具体的に明示すること。 (2)専門家の養成と確保については、大学院のような国民に開かれた教育研究機関で教育を行うとともに、それが持続的に可能になる方策を構ずること。 (3)「ゴールド・モデル」を実現する公文書管理法（仮称）を確実に制定するとともに、公文書館法改正をはじめとする関連諸法律の整備を行うこと。以上。
--	--	---

64	個人・団体の別	団体	
	意見内容	最終報告の作成にあたっては、下記の点に留意されたい。 1.「民間に保存されている歴史的文書の取扱い」については、公文書館法が「歴史資料として重要な公文書等」と謳っている趣旨に鑑み、全国各地に所在する前近代の史料をはじめとする歴史的文書の重要性を強調すること。 2. 専門職員の養成・配置については、公文書館法にいう「歴史資料として重要な公文書等」の調査研究が必須となることを明記すること。あわせて、公文書館法附則2の撤廃について言及すること。 3.「地方公共団体の文書の取扱い」については、公文書館法にならい、地方公共団体（都道府県および市町村）の責務に言及し、公文書館制度の拡充をはかること。	

65	個人・団体の別	個人	
	意見内容	公文書管理システムの構築にITを利用する場合、注意すべき点があるので、以下の3点を提言したい。まず、第1に承認された公文書に対して改ざんや消去などがなされていないことをシステムとして保証しなければならない。つまり、改ざんや消去が行われた場合は、システム管理者といえども欺くことが出来ない仕組みが必要である。第2に、電子的に公文書を保管する際は、地震や水害などの天災による被害を	

		受けないシステムにする必要がある。 また今後の地球環境を考慮すると、費電力を抑える仕組みが必要である。つまり、従来のＩＤＣを利用する方法では、限界がある。例えば、コンテナを利用し分散保管する方法が考えられる。第３に、記録媒体、記録フォーマットに影響を受けない保管システムを採用する必要がある。
--	--	---

66	個人・団体の別	個人	
	意見内容	ゴールド・モデルを求めて 今回の中間報告を一読して以来、ゴールド・モデルが意味するところを考えてきた。感想を寄せるなら、専門職の必要を唱えつつ、その専門職はサポート役であるらしい点を危惧する。専門職とはアーキビストやレコード・マネージャーを指すようだが、その定義や養成方法となると曖昧である。気象大学校におけるように（高校卒業での受け入れの是非はにおいて）専門職を給与支給の上で養成する方策は考えられないだろうか。気象予報士という資格が並列しているようであるし、フランスの例に学ぶなら、考慮に値すると思う。また、全公務員採用時に文書管理の重要性を確認できる試験を行う、現職者には適切な研修を行うなど検討していただきたい。	

67	個人・団体の別	団体	
	意見内容	文書管理に係る「要望」をさせていただきます。それは、文書管理の最適化なくしては、アーカイブズは残せないと思うからです。 １ 文書管理の骨格を成す「管理原則」と「分類」に係る議論の深化を期待しています。 ２ 「意思形成の過程を明らかにする文書」を、アーカイブズとして残すための議論の深化を期待しています。 ２について補足をいたします。多くの行政機関では、当該文書の保存期間は、「１年保存」が大半です。つまり、意思決定がされると、その翌年度末までには廃棄されることとなります。なお、「１年保存」文書は、廃棄文書のリストに登載しなくてもよいとはご既承のとおりです。であるとすると、検討されている中間書庫の制度化に当たって、この「１年保存」文書で	

	ある「意思形成の過程を明らかにする文書」が、中間書庫に入るかどうかは悩ましいことになります。なお、私どもでは、アーカイブズを残すために、当該年度に作成又は取得したすべての文書（当然に「1年保存」文書も含みます。）を対象にして、開発したアーカイブズの自動評価選別検索エンジンを、各年度末に、先進自治体で試行し続けています。紙幅の制限があるため、部分限定的な要望になってしまいました。どうか、意のあるところをおくみ取り願えれば幸いです。
--	--

68	個人・団体の別	個人	
	意見内容	現行では国立公文書館が注目を浴びているが、アーカイブズ界全般を俯瞰すると、人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ研究系（旧文部科学省所管国立史料館）の存在は見逃せない。当該機関は、戦後資料保存運動の拠点ともなり、アーカイブズ学の理論研究の点では、その嚆矢としてこの世界に与えた影響は計り知れない。だが、2000年代以降の国立機関独法化に伴う機構改革によって、アーカイブズ研究系は規模縮小を余儀なくされ、品川区から立川市の新施設に移転した今年に至っては、より内部的な機構リストラにより、その存在自体が危ういものと仄聞している。そこで提案がある。当該有識者会議においては、国立公文書館の制度拡充が最重要課題に挙がっている。その拡充の一計として、アーカイブズ研究系を国立公文書館の一部とすることを提案したい。このままだと、アーカイブズ研究系は消滅し兼ねない。その前に、これまで蓄積したアーカイブズ情報と資料を統合すべきである。両機関が一体となることは、日本国全体のアーカイブズ制度の底上げを考えた場合、有益であることは明白である。所管省庁、設立の経緯、職員の待遇、専門職養成に係る視点などあらゆる点で両機関は異なるが、今般の議論を踏まえるならば、現実的課題として検討すべきであるとする。有識者会議として、アーカイブズ研究系を視察していないのであれば、是非一度機関の現状をご覧頂いて、その是非を検討して頂きたいと考える。 地方公文書館の制度普及は、非常な発展途上にある。現状	

	では、国立公文書館職員が各地を廻り制度普及に努めているものの、自治体の対応力不足は否めない。国立公文書館の人員拡充を企図するならば、その中で地方公文書館の制度設計に係る支援を行う専門職員を採用してはどうだろうか。そして、その採用にあたっては、地方公文書館で実務を担当し、地方の実態に精通した現職を公募すべきである。また、文書管理法制に関わって、地方自治体においても文書管理を法制化すること（文書管理条例の制定）の規定について一項を盛り込むことを熱望する。これによって、文書管理条例の条例化が促進され、その延長線上における公文書館機能の実現にも資すると思う。 現行の情報公開制度は、著作権法上の適用除外となっている。だが、公文書館制度は同法の適用を受け、多くの資料が公表及び複製できない状態にある。これは、より広義の公開を目指す当該制度の本来的理念からみれば極めて乖離した制度状況である。地方公文書館でもこの法的規制に悩まされている館は多い。最終報告では、この点について著作権法上の改正提言（公文書館制度も適用除外とすること）を盛り込んで頂きたい。そして、著作権法所管庁である文化庁（文化審議会）に対して、具体的かつ早急に法改正について働き掛けることを希望する。
--	--

69	個人・団体の別	団体	
	意見内容	1. 考え方 この中間報告全体を歓迎します。特に、公文書管理を国家事業と位置づけ、より長期的な視野に立ち、時の経過とともにその存在意義が緩やかに変化していく公文書に対する愛情ある取扱いを法制度の形に昇華させようとする関係各位の高い理想と強い熱意に、深甚の敬意を表するものです。 特に注目したのは、中間報告の16頁、5. 公文書管理担当機関の在り方（2）組織の在り方の第3段落です。 …組織形態としては、ライフサイクルを通じた統一的かつ効率的な文書管理を実現するため、現在、内閣府（非現用文書）と総務省（現用文書）に分かれている文書管理に関する事務を内閣府に一元化することとし、あわせて、国立公文書	

		館が持つ機能について①国に戻して文書管理機能のすべてを一つの組織にまとめ内部部局・外局又は特別の機関として位置付ける案と②各府省や司法府・立法府からの円滑な移管が可能となるような権限を持つ「特別の法人」に改組する案の2つを軸に検討すべきである。 1990年代初頭以来約20年、現用文書と非現用文書の一元管理を理想的な形態として、また世界の常識であるとして、その実現の必要性を主張してきたところです。今これが有識者会議中間報告にこのような形で盛り込まれたことに、時代の革命的变化を感じ、深い感銘を覚えます。今後の文書管理法制の実現が強く期待されます。 2. 意見 さて、中間報告の文言、ならびに参考資料掲出の図では、内閣府一元管理、とあります。しかし、国際資料研究所は一法令上の諸問題はさておき一、会計検査院又はせめて人事院のような、独立した立場の役所を新たに設置し、国民の共有する国有財産であるところの公文書を一元的に管理するのが適切であると信じます。内閣府といった行政の一府省にゆだねるのでは不十分であることは、米国において長くGSA総合役務庁のもとに置かれていたNARS米国国立公文書記録管理局が、その位置づけの不都合を克服するため1980年代前半に米国アーキビスト協会の強力な運動に支えられ、ようやく独立を果たしたという事例でも明白であります。 日本にふさわしい公文書管理担当機関のあり方とその組織、機能については、1997年に公表し、その後少しずつ見直しを加えてきた『記録管理院構想』があります。 日本に「記録管理院」という名の文書担当官庁の創設を提案する。図2の記録管理院構想は、文書の発生から最終処分までを包括的に制御する「文書担当官庁」のモデル案である。記録管理院は、会計検査院または人事院と同様、三権のいずれからも独立した立場におく。
--	--	---

70	個人・団体の別	団体	
	意見内容	1 文書管理に関する法の制定と施策の確立 公文書管理の今後の在り方及び国立公文書館制度の拡充等	

	に向け大きな前進がはかられたものと評価します。 (1) 公文書管理担当機関の在り方としては、内閣に属し、強力な権限を有する、独立した特別の機関として、行政府、立法府、司法府の文書管理全体を例外なく統括する司令塔として、「国立公文書記録管理院」(仮称)を設置することを提案します。 (2) 公文書管理のあるべき姿が示されたことに敬意を表します。専門家団体として、また利害関係者団体として、次のように考え、実現を要望します。 ①「ゴールド・モデル」に現用文書の「作成・整理・保存」を記述されたことに敬意を表します。私たちの経験から、文書作成・管理は業務遂行と非常に深い関係があると承知しております。法制化にあたり、公文書の作成、整理、保存、利用の実務の実態は、うまくいっているところもそうでないところも含め、より丁寧に表現して頂きたい。 ②公文書の移管については、地方の公文書館運営で多くの経験が蓄積されています。これを踏まえるなら、何らかの移管義務規定を導入することが必要です。したがって、公文書管理担当機関に公文書の移管・廃棄に関し強力な権限を付与することが適切であると考えます。 ③公文書管理担当機関が権限をもって保存期間満了後の措置を決める仕組み(レコード・スケジュール)は、ぜひとも国レベルでの導入を実現していただきたい。 (3) 新しい制度がよりよいものとなるために、次の各点について検討と補強を要望します。 ①情報公開法と公文書管理法(仮称)との関係を明確化するように求めます。 ②国の地方支分部局の文書管理と移管先に関する具体的な規程の設定 ③文書主義にのっとりた文書の取扱いに関する罰則規定の設定 ④文書の秘密指定、秘密解除などのルール化 ⑤電子文書の作成・管理・保存方法の設定 (4) 公文書管理を国家事業として取り組むなら、地方公共団体の役割も非常に重要です。地方公共団体における公
--	---

		文書の作成、整理、保存、利用が適切かつ円滑に進展するよう、次の事項について最終報告に盛り込むよう希望します。 ①公文書管理法（仮称）を、現在地方公共団体が個々に作成している文書管理規則等の根拠法として位置づけること ②地方公共団体が設置する公文書館等の維持運営に対する財源措置（交付税措置）を求めること 2 アーカイブズ（記録資料）の保存利用機関設置促進の法的整備と施策の確立 国の歴史説明責任を全うするためには、公文書の管理保存公開だけでは万全ではありません。中間報告において、引き続き検討すべき事項とされている民間所蔵の歴史的文書のほか、企業、病院、学校、その他の団体や個人が保存してきているアーカイブズの保存継続、ならびに保存利用機関設置及び、既存保存利用機関への受入れの根拠をあたえる文書基本法（仮称）の制定の制度整備を希望します。 3 専門職員の養成及び資格認定制度の確立 私たちの年来の主張は、制度を支える人材の養成と確保です。ついては、当面の専門職員の確保対策と中期的な養成・資格認定制度について次の事項を提案します。 ①当面の専門職員の確保対策として、一定の研修を修了した現職者を有資格者（専門職員）と認定し、国と地方公共団体への配置を急ぐとともに、認定後の研修を義務付け、併せて、公文書館法の「当分の間、専門職員を置かないでも良い」という附則を削除すること アーキビストの養成は、その専門分野に関する学術研究活動を基盤に置くとともに、国民に開かれた教育システムのもとで行うこと 養成制度の整備とあいまって、専門職資格制度を設け、生涯にわたる研修を義務付けること
--	--	---

71	個人・団体の別	個人	
	意見内容	報告書は、平時の状況を念頭においた検討が主体であるような気がする。有事の戦場、災害における記録の作成・保存をも考慮した検討が必要ではないか。また、自然秘である国	

	家機密の記録や皇室等日本独特の文化と歴史、あるいは軍事・外交に関する記録は欧米諸国等のように専門的・機能別の管理体制が必要で、むしろその方が利用にもよりサービスが図れるのではないか。内閣が代わっても本事業の継続がなされる手段を確保されたい。
--	---